

2 経営改善方針（2017 年度版）の着実な推進に向けて

（1）経営改善方針（2017 年度版）の計画期間

経営改善方針は、実施計画に位置付けられた全ての事務事業を行政改革の対象とするため、実施計画と一体的に策定を行っています。このことから、経営改善方針（2017 年度版）の計画期間は、第 4 次実施計画と同一の平成 30（2018）年度から 32（2020）年度までとしています。

現行の茅ヶ崎市総合計画基本構想については 32 年度をもって終期を迎えることから、その翌年度の 33（2021）年度からは、次期基本構想下における新たな経営改善スキームの下、引き続き責任ある地域の経営主体として、より実効性のある経営改善を推進していきます。

【 経営改善方針の計画期間 】

計 画 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年
総合計画基本構想	23年度～32年度										
総合計画基本構想(次期)											33年度～
第1次実施計画											新たな経営改善 スキームを構築し、 実効性のある 経営改善を図る
第3次行政改革大綱											
第2次実施計画											
経営改善方針											
第3次実施計画											
経営改善方針(2015年度版)											
第4次実施計画											
経営改善方針(2017年度版)											

（2）経営改善方針（2017 年度版）の推進体制

① 各種会議体による行政改革の効果的な推進

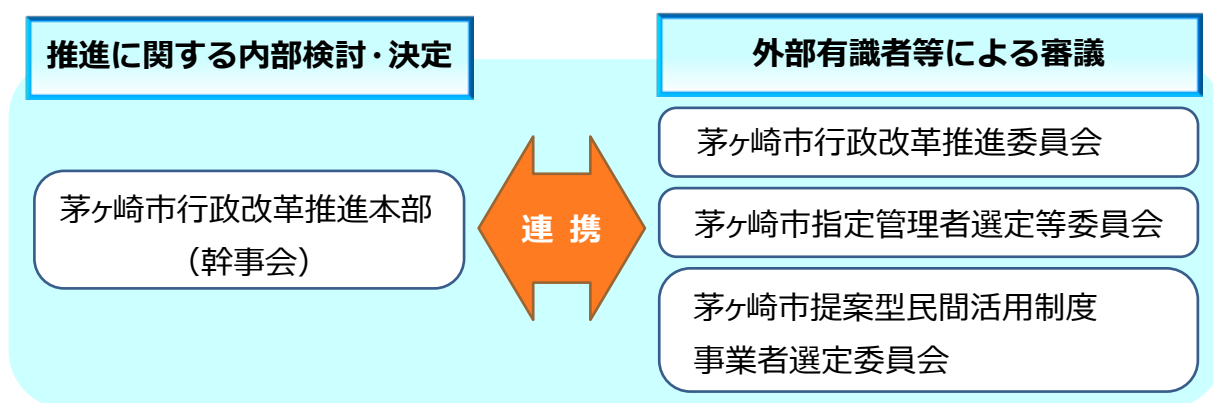
本市では、経営改善方針を実施計画と一体的に策定することで全ての事務事業を行政改革の対象と位置付け、本市の経営改善に向けて積極的に行政改革を推進してきました。

その推進に係る内部体制として、市長をトップとした「茅ヶ崎市行政改革推進本部」を設置し、経営改善方針の策定及び進行管理、行政改革に関する重要事項に関する検討及び決

定等を行っています。

また、外部有識者等で構成される「茅ヶ崎市行政改革推進委員会」を設置し、行政改革の推進に関する事項について、専門的な審議等を実施しています。中でも、指定管理者制度及び提案型民間活用制度に関する審議等については、それぞれ「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会」、「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会」を設置して行うことで、効果的に各制度の推進を図っています。

経営改善方針（2017 年度版）の計画期間においても、適切な役割分担の下、これら会議体の専門的機能を発揮し、相互に連携しつつ本市の行政改革及び経営改善を効果的に推進していきます。



② 経営改善に向けた庁内統一の考え方・基本方針の策定及び展開

本市では、総合計画基本構想の策定にあたり、厳しい財政見通しを踏まえ、行政運営を大きく転換することとし、「新しい公共の形成」及び「行政経営の展開」を市政の基軸として位置付けました。

この市政の基軸に基づく行政運営の実現、そして経営改善方針の基本コンセプトである「新しい公共の形成による持続可能な基礎自治体の確立」を目指し、これまで、本市においては経営改善に関する個別テーマや行政改革手法ごとに「庁内統一の考え方」や「基本方針」等を策定し、全庁に展開しています（次頁を参照）。

こういった統一的な考え方のフレーム及び標準的な検討スキームを構築することで、本市の経営改善に関する重要事項や行政改革手法の導入及び実施について、効率的に推進しています。

経営改善方針（2017 年度版）の計画期間においても、行政改革による本市の経営改善が着実かつ持続的に推進されるよう、「庁内統一の考え方」や「基本方針」等について、引き続き庁内への展開を図っていきます。また、時勢に応じた考え方及び運用が可能となるよう、必要に応じて適宜見直しを行っています。

茅ヶ崎市経営改善方針(2017 年度版)

基本コンセプト

新しい公共の形成による持続可能な基礎自治体の確立

重点事項

- ① 事業実施主体の最適化
- ② 総人件費の適正化
- ③ 外郭団体の経営改善
- ④ 業務の効率化
- ⑤ 更なる市民サービスの向上
- ⑥ 広域連携の推進
- ⑦ 財源の確保・各種補助制度等の見直し
- ⑧ 公共施設の適正管理・受益者負担の適正化

時代に即した行政経営の基本方針 2017 (C3 成長加速化方針)

経営改善に向けた 庁内統一の考え方・基本方針

公民連携推進の
ための
基本的考え方

外郭団体の見直し
基本方針
(改訂版)

使用料等の減額
免除の見直しに
ついて

次期基本構想を
見据えた
定数管理の考え方

茅ヶ崎市における
広告に関する
基本方針

指定管理者制度
導入に関する
基本的考え方

提案型
民間活用制度
ガイドライン

公民連携 (PPP)
事業手法
優先的検討
ガイドライン

茅ヶ崎市
ネーミングライツ
導入ガイドライン

指定管理者制度を
導入した施設の
モニタリング
に関する指針

【参 考】経営改善に向けた市内統一の考え方・基本方針の概要

公民連携推進のための基本的考え方

- ・市民サービスの提供における多面的な仕組みづくりを推進するため、公民連携の基本的な考え方等について、全市的な認識の共有化を図ることを目的として策定したものです。
- ・本市の全ての事業について、最少の経費で市民サービスの要求水準を満たすという考え方を取り入れ、行政による公的関与のあり方を再検討し、従来手法を含めた中でどの手法が最も適切かを判断することを規定しています。
- ・公民連携の具体的な事業手法の内容や本市の現状、対象事業となる条件についての説明のほか、本市の公民連携事業における事業手法の選択手順や推進にあたっての留意事項等を示しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/1007696/1007713/index.html>

外郭団体の見直し基本方針（改訂版）

- ・外郭団体の自立に向け、効率的・効果的な経営体制を確立するための取組みの内容を示すとともに、本市としての外郭団体への関与のあり方について定めたものです。
- ・見直しを図る対象団体、見直しの視点及び方向性を含めた改革方針を定めるとともに、所管課による指導監督や進行管理の手法について規定しています。

【掲載先 URL】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_gyosei/1008480/1008500.html

使用料等の減額免除の見直しについて

- ・使用料等の減額と免除について、施設利用というサービスの受益を受けている人と受けていない人との負担の公平性を確保することを目的として、そのあり方及び見直しの考え方を明らかにするとともに、公の施設における統一的な減額免除基準を定めたものです。
- ・各公の施設における公的関与の必要性及び多様な設置目的に応じた減額免除の考え方を定めるとともに、見直しを行う時期について規定しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kanzai/1026371.html>

次期基本構想を見据えた定数管理の考え方

- ・平成 33（2021）年度を始期とする、次期の茅ヶ崎市総合計画基本構想の推進体制として、業務と定数のミスマッチを解消するとともに、環境の変化に対応できる機動的な組織を目指し、行政改革の視点を持って、これまで以上に戦略性を持った定数管理を行うために策定したものです。
- ・次期基本構想の組織体制が構築される 32（2020）年度を目途に、業務と定数のミスマッチが解消された、あるべき姿としての「各課の適正な職員定数」を構築するため、年度ごとの段階的な取組みを進めていくこととしています。

【掲載先 URL】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_gyosei/1008476/1029008.html

茅ヶ崎市における広告に関する基本方針

- ・市の財産を広告媒体とし、民間企業等から広告料を徴収することで、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として定めたものです。

- ・募集等の一連の手続きの流れや、広告媒体や契約等に関する庁内統一的な考え方を示しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1001878/1007324.html>

指定管理者制度導入に関する基本的考え方

- ・平成 15（2003）年の地方自治法の改正に伴い、本市の公の施設における指定管理者制度の導入について、基本的考え方を定めたものです。
- ・法的な制度の概要について紹介しているほか、本市における対応方針、募集や選定にあたっての考え方、導入後の監督等に関する市の統一的な対応について規定しています。
- ・指定管理者と締結する協定書等の標準例を示しており、指定管理者制度導入施設に関する主管課事務の効率化を図っています。

【掲載先 URL】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_shiteikanrisha/1009684.html

提案型民間活用制度ガイドライン

- ・提案型民間活用制度導入の基本原則、対象事業の選定の考え方や実施する上での基本的事項など、取組みを進めていくにあたっての考え方をまとめたものです。
- ・制度の運用フローを示しているほか、事業企画提案に対する審査指針、民間委託後のモニタリング指針等について規定しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/1007696/1010483/index.html>

公民連携（PPP）事業手法優先的検討ガイドライン

- ・「公民連携推進のための基本的な考え方」を補完するものとして国からの要請に基づき策定したものです。
- ・公共施設等の整備等にあたっては、市の直営といった従来手法に優先して、多様な公民連携事業手法を検討することとし、そのための具体的な検討方法等を規定しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/1007696/1023179.html>

茅ヶ崎市ネーミングライツ導入ガイドライン

- ・「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針」を補完するものとして、市が保有する施設及び実施する事業に対し、ネーミングライツの適切な導入を図るため、策定したものです。
- ・導入までの手続きの流れや募集・選考方法等に関する庁内統一的な考え方を示しています。
- ・ネーミングライツパートナー選考基準や募集要項の標準例を示しており、ネーミングライツを導入しようとする所管課事務の効率化を図っています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1001878/1022831.html>

指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針

- ・指定管理者制度導入施設に対するモニタリングの考え方や、月次・年次報告書の作成及び実地調査の実施等を定めているほか、施設主管課や指定管理者が記入する評価表等の様式を掲載しています。

【掲載先 URL】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_shiteikanrisha/1009684.html

(3) 経営改善方針（2017 年度版）の進行管理

① 進捗状況報告書の作成

前年度の財政状況及び経営改善方針に位置付けられた行革重点推進事業の進捗状況及び行革効果額等について明らかにするため、進捗状況報告書を市が作成し、ホームページ等において公表します。作成した報告書を基に、必要に応じて各担当課へヒアリングを行う等により、課題の共有を図るほか、全庁に向けた優良事例の横展開を図ります。

加えて、毎年度実施する事務事業評価等の行政評価において、経営改善に資すると考えられる取組みを掘り起こし、経営改善方針（2017 年度版）における行革重点推進事業として新たに位置付け、その成果及び効果を明らかにしていきます。

② 経営改善方針（2017 年度版）における PDCA サイクル

本市では、第 4 次実施計画と一体的に進行管理を行うとともに、次のような PDCA サイクルによって行政改革に取り組み、本市の経営改善の継続的な推進を図ります。

※ 凡例 ◆ = 行革重点推進事業 ◇ = 行革重点推進事業でない事業

